

☆得きっずカードの利用方法★

1 ポイントを貯める。

(1) お買い物をする。

ポイントカード会加盟店で、税抜き 100円につき1ポイントが付与されます。

※店舗によって取扱が違います。詳細は、各店舗にお問合せください。



ポイントカード会ホームページ
(加盟店等を確認できます。)

(2) 割増ポイント

得きっずカードの特典として、年に6回買い物額に応じて、100円につき、9ポイントの割増ポイントを付与します。ポイント付与数とポイントの付与月は次のとおりです。ポイントを付与した場合は、行政LINEで通知します。

ポイント付与月

- 4・5月の買い物分 ⇒ 6月に付与
- 6・7月の買い物分 ⇒ 8月に付与
- 8・9月の買い物分 ⇒ 10月に付与
- 10・11月の買い物分 ⇒ 12月に付与
- 12・1月の買い物分 ⇒ 2月に付与
- 2・3月の買い物分 ⇒ 4月に付与



※割増ポイントは、2ヵ月に一度自動で付与されますので、手続き等は、不要です。

※滞納があった場合は、割増ポイントの付与を停止します。滞納が解消された場合、次回付与月にポイントを付与します。(滞納が1年以上続く場合、付与予定であったポイントが失効いたしますので、ご注意ください。)

(3) 町のイベントに参加する。

町が指定する事業に参加するとポイントが付与されるものがあります。

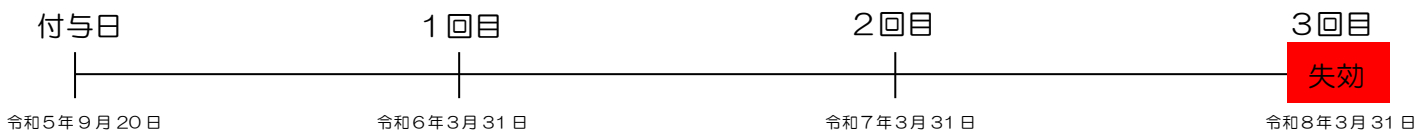
詳細は、町の広報誌や各事業のチラシ、ホームページでご確認ください。



子育てイベント一覧

2 ポイントを使う。

貯まったポイントは、1P1円として、ポイントカード加盟店で使用することができます。なお、ポイントが付与された日から起算して、3回目の3月31日を迎えるまでにポイントを使用しなければ、ポイントが失効しますのでご注意ください。



3 年度更新

新カードになったことに伴い、毎年の得きっずカードの更新は不要となります。一度交付されたカードは、得きっずカード対象世帯でなくなるまでご使用ください。

4 ポイントの移行

得きっずカードの対象世帯でなくなった場合は、得きっずカードの使用を停止します。得きっずカードに入っていたポイントをとくとつぷカードに移行しますので、対象世帯でなくなってから1年以内に、保健福祉課子育て・福祉グループの窓口でお手続きください。

5 紛失された場合

紛失された場合は、保健福祉課子育て・福祉グループにて再発行することができますので、お問合せください。

6 子育て世帯応援サービスを行っている店舗

これまで、子ども世帯認定パスポートを提示しなければ受けられませんでした。これからは得きっずカードを提示するだけで、サービスを得られるようになりました。サービスを行う店舗は次のとおりです。

店舗名	住所	電話番号	特典内容
ヘアサロンアベ	中央 331-1	76-4515	割引、得きっずカードポイント2倍
(株)松葉 ホームショップMATSUBA	中央 18-11	76-2266	店舗で現金購入時、得きっずカードポイント2倍
(株)イースト文具商会	中央 19-14	76-4738	現金購入時、得きっずカードポイント2倍
タケダ時計店	中央 18	76-2623	得きっずカードポイント2倍
クリーニンググルック	中央 302-5	76-2828	毎月29日に、得きっずカードポイント3倍
(有)大畠精肉店	中央 70	76-2929	現金購入時得きっずカードポイント2倍
サンヒルズ・サライ	総進 188-5	76-3000	館内売店の買い物10%オフ
伊藤自動車整備工場	中央 134	76-2426	毎週土曜日エンジンオイル1リットル100円



廃止



引き続き町外の店舗等で使用できます。



使用できる店舗

新十津川町のホームページに得きっずカードの運用取扱を掲載しております。使用についての詳細は、そちらをご覧ください。

お問合せ：新十津川町保健福祉課子育て・福祉グループ ☎0125-72-2035